



# 日刊 労働千葉

国鉄千葉労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 千葉 (22) 7207番

90.1.13 No. 3145

# I・18全乗務員のストへ

一月九日午前九時半ごろ、千葉運転区で前代未聞の出来事が発生した。JR東労組役員で革マル分子である永島則之(三〇才)が出発点呼の途中、当直助役の胸グラをつかみながらモメはじめ、手にしていた携帯時刻表をなげつけて、乗務をほうり出して点呼途中で帰宅してしまったのである。もちろん出勤点呼は終了しているので勤務時間中のことである。千葉運転区当直車の運行だけは確保した。

しかし、おどろくべきことに、千葉運転区当局は、このような職場放棄、乗務拒否、点呼時の暴力行為まがいの抗議行動を行った永島を呼び出し、仕業途中から乗務させたのである。もしこのようなことを勤務停止はもとより、処分だ。クビだ。と大騒ぎになつてゐるはずである。勤労千葉は、一月十二日、あきらかな組合所属による差別に対し、団体交渉の席

## この組合所属による差別を許さない

昨年十二月二一日から、政府清算事業団職員雇用対策本部の方針にもとづく、「再就職先」の提示が、清

算事業団の仲間に對して行われている(一月二一日までおこなわれる)。同時に、JR東日本、貨物など

本州JR各社も第4次広域募集を開始した。ところがまたしても、募集を北海道・九州地区に限

**JR東日本・JR貨物は  
本州清算事業団の  
募集も行え!**

一月十九日の勝利にむけて

申7号、申8号で申し入れ(12月27日)

日本貨物鉄道株式会社  
代表取締役社長 橋元雅司 殿

労働組合申第8号  
1989年12月27日

東日本旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 佐田正二 殿

労働組合申第7号  
1989年12月27日

国鉄労働組合總連合  
中央執行委員長 水野正美

清算事業団配属者の雇用確保について

1987年4月1日、労働千葉でJR東日本への採用を希望した11名の清算事業団への配属は、JR東日本への採用希望者が定員を下回る中で、労働処分を理由にされたものであり、極めて不当なものであった。

「法律第91号」の期限を目前に控え、国鉄清算事業団雇用対策本部が

定し、本州地区の清算事業団職員については門戸を閉ざしたままである。そもそも本州JR各社(貨物も)分割・民営化時点に予定人を割り込んだ欠員状態で出発した。ところが、本人の強い希望にもかかわらず、JR各社に採用しなかつたのは、JR総連(鉄道労連)革マルが「労働千葉や国労を採用するな」と申し入れ、国鉄・設立委員会・JRはJR総連と一体となり、なんの理由もなく手前勝手な「基準」を設け、不当・不法な選別・排除を行つてきただのである。ストや職場闘争で不当な労働処分を強行し、それを口実にJRから除外し、さらに清算事業団からも「解雇」しようとしている。こんなことが許さない。

一・一八ストは、清算事業団闘争勝利を始めとする一・一・三月闘争の勝敗がかった第一波の重要な闘いだ。全組合員の総決起で闘おう。

すでに国労の取り組んだ地労委闘争では「清算事業団への選別・排除は不当労働行為であり、希望会社に採用せよ」という救済命令が続々と出されている。動労総連合は、十二月七日、JR東日本及び貨物に対し、本州清算事業団も募集対象に加えること。清算事業団に対するJRE東日本、貨物に強く雇用要請を行つよう申し入れを行つた。本州清算事業団の切り捨てを許さず、原地原職奪還へ。

それでいいのか!